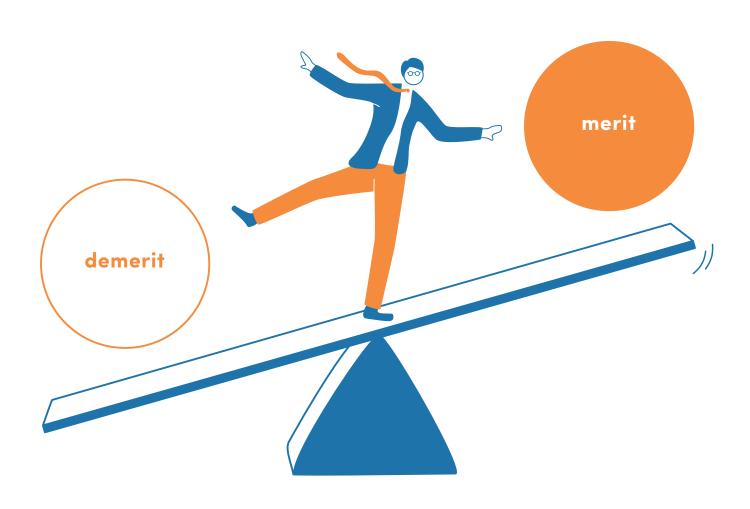


定点調査から見るメリットとデメリット

請求書業務の法対応は 本当に自社対応で十分?

請求書をとりまく法律や環境が変化する中、Sansan株式会社は 請求書関連業務に携わる1000名のビジネスパーソンを対象とした 「電子帳簿保存法に関する調査」と「インボイス制度に関する調査」を定期的に実施しています。 本資料では、2022年と2023年の調査結果の変化を紹介します。 貴社の法対応の指針の検討にお役立てください。



調査概要

調 査 名: 改正電子帳簿保存法施行後の実態調査 調査期間: 2022 年1月19日~2022年1月21日

調 査 名:インボイス制度に関する実態調査 調査期間: 2022 年 8 月 21 日~ 2022 年 8 月 24 日 調査企画: Sansan 株式会社 調 査 名:電子帳簿保存法に関する実態調査 調査期間: 2023年1月25日~2023年2月3日

調査方法:オンライン上でのアンケート調査

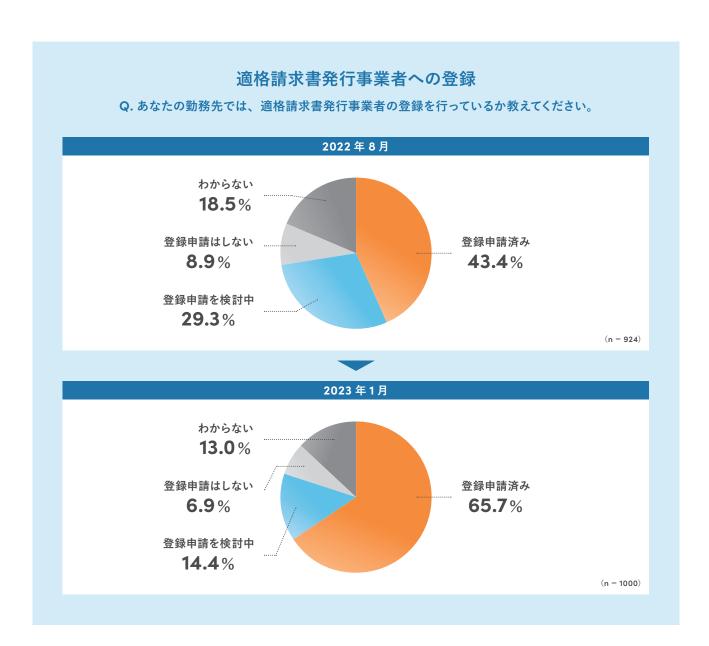
調査地域:全国

調査対象:請求書に関連する業務に携わるビジネスパーソン 1000 名



インボイス制度への 対応状況

まず、インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録状況を見てみましょう。 2022年8月から2023年1月の5カ月間で、「登録申請済み」は22.3ポイント増加。 「登録申請を検討中」も合わせると、約8割が適格請求書発行事業者の登録の意志を持っています。

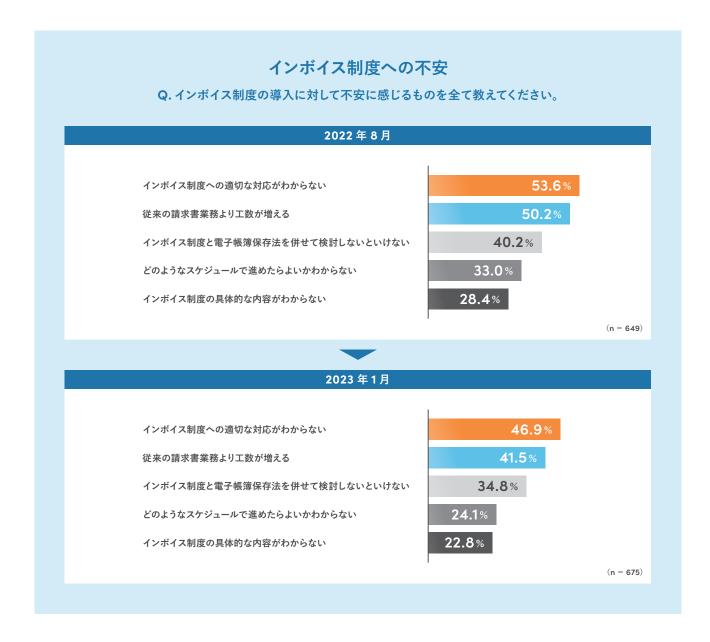


多くの企業がインボイス制度への対応を進めていますが、 その一方でさまざまな課題も生じています。



インボイス制度への対応で生じる さまざまな課題

インボイス制度に対応するにあたって不安を感じている企業も多いのが現状です。 調査によると、2022年8月から2023年1月にかけて、減少傾向にはありますが 依然として4割以上が適切な対応方法や従来の業務からの工数増大に不安を感じています。



次に、もうひとつの大きな請求書業務の法制度である電子帳簿保存法への対応状況を見てみましょう。

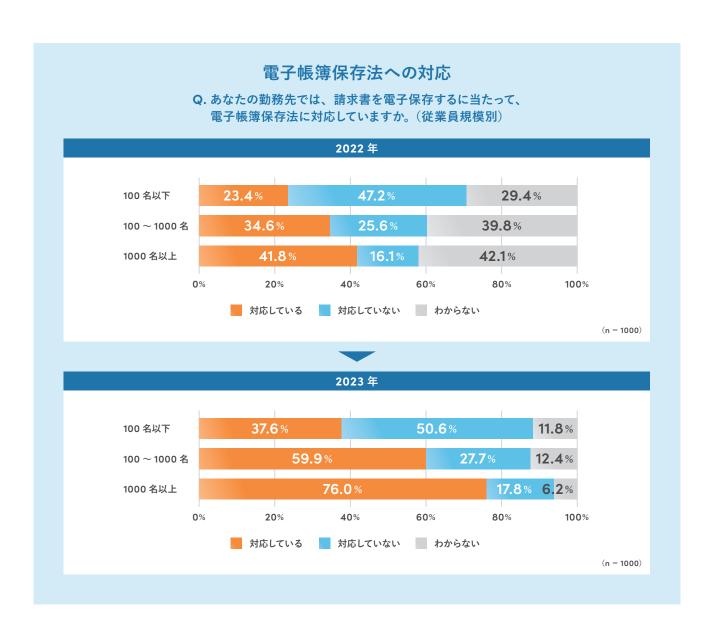


インボイス制度と併せて検討するべき 電子帳簿保存法への対応状況

電子帳簿保存法に対応している企業は、

2022年1月の調査結果では31.5%、2023年1月の調査結果では49.2%で、17.7ポイント増加。 従業員規模別で見ると、規模が大きいほど対応が進んでおり、

従業員数100名以下の企業では、半数以上が未だ対応していないことが分かりました。



実際に、電子帳簿保存法に対応したことでどのような変化があったのか、見てみましょう。



電子帳簿保存法への対応で感じる メリット・デメリット

電子帳簿保存法に対応した大手企業の6割以上はメリットを感じています。 主にペーパーレス化や業務効率化の推進にメリットを感じていることが分かりました。 一方、中小・中堅企業では、2022年から2023年にかけて デメリットを感じている企業の割合が増加しています。

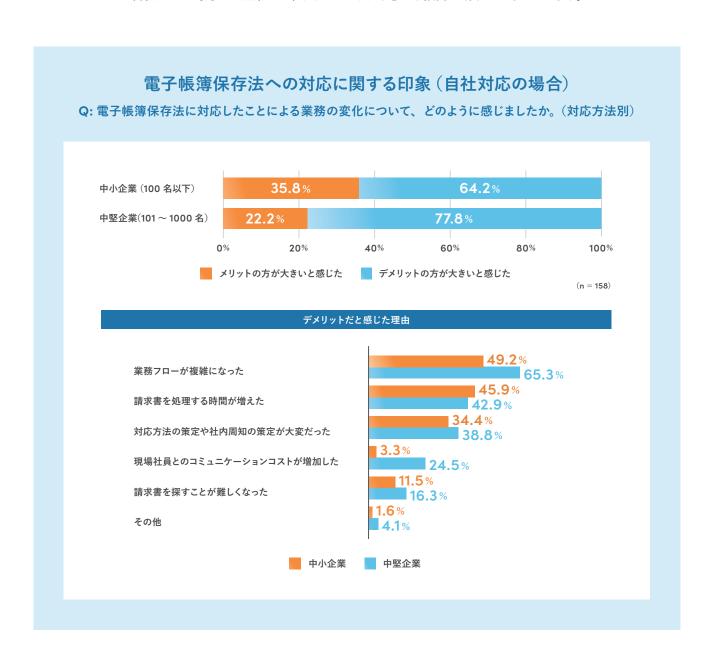


なぜ、中小・中堅規模の企業では デメリットを感じている割合が増加したのでしょうか。



自社対応によって生じた 業務課題

メリット・デメリットの感じ方は、電子帳簿保存法への対応方法によって異なるようです。 中小・中堅規模の企業の中で、電子帳簿保存法に対応したサービスを導入せず、 自社でのみ対応した企業では、よりデメリットを感じる傾向が明らかになっています。



自社対応をした企業は、約1年間の運用を経て 工数が増大した影響を受けていることがうかがえます。



調査から見えた 求められる請求書業務の法対応

2022年1月に電帳法の改正が施行され、2023年10月にはインボイス制度が開始。 企業の請求書業務が大きく変わりつつあります。 2つの調査結果を比較することで、次の3つのポイントが明らかになりました。

調査結果から見えた3つのポイント

企業の対応状況

インボイス制度・電子帳簿保存法ともに 対応が進んでいる

インボイス制度に関する印象

いまだに適切な法対応や、 工数の増大に不安を感じている企業が多い

電帳法に対応済みの企業の実態

自社対応した中小・中堅規模の企業は デメリットを感じている

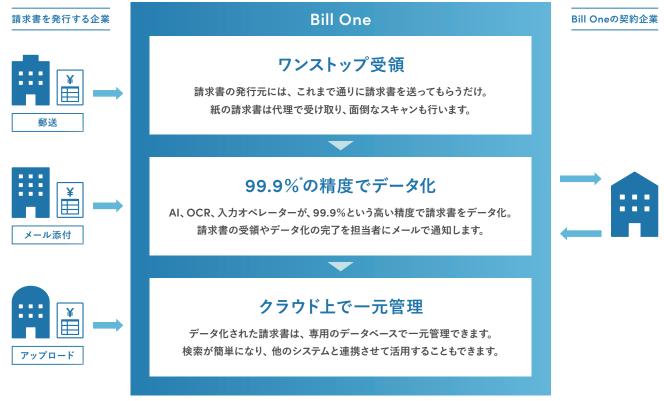
法対応の安定した運用には 「自社対応」よりも「サービス導入」が望ましいことがうかがえます。

請求書受領から、月次決算を加速する



Bill Oneは、Sansan株式会社が提供するインボイス管理サービスです。 さまざまな形式・方法で届く請求書をオンラインで受け取り、

請求書業務を効率化することで、企業経営における意思決定のスピードを向上させます。



*Sansan株式会社が規定する条件を満たした場合のデータ化精度



あらゆる請求書を オンラインで受け取れる

3つのメリット



法改正に対応した 業務フローを構築できる



経理部門に限らず 組織全体の生産性が上がる

請求書に関する法改正には、Bill Oneが対応します。

2022年1月1日に改正が施行された電子帳簿保存法や、2023年10月1日に開始されたインボイス制度など、 Bill Oneを導入することで、法制度に対応した体制を構築することができます。

インボイス制度

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。 適格請求書(インボイス)は、税務署長に申請し、登録された課税事業者のみが発行できます。 請求書の受領企業が仕入税額控除を受けるためには、インボイス制度への対応が必要になります。

適格請求書の受領だけでなく、発行にも対応しています

T1234567890123
10% ¥3,700

発行

紙電子

受領



フォーマットに沿った 適格請求書の作成

適格請求書の発行 (紙・電子の両方に対応)

登録番号の照会 (国税庁のシステムとのAPI連携)

T1234567890123

適格請求書の要件を 自動でチェック

電子帳簿保存法

電子帳簿保存法(電帳法)により、電子請求書は電子保存しなければならなくなりました*。 紙の請求書にも対応しながら、電子請求書を取り扱う必要があるため、 コストをかけずに混在する紙と電子の請求書を一元管理する方法が求められています。

電帳法で定められた保存要件を満たして、請求書を電子保存します







タイムスタンプ



変更履歴・対応履歴の保存



請求書の検索

- *2022年1月から2023年12月31日までの間において電子取引によって授受した電子データ(請求書を含む)を保存要件に従って保存することができなかったことについて、やむを得ない事情があると認められ、かつ、その電子データについて出力書面(整然とした形式・明瞭な状態に限る)を提示または提出できる場合には、引き続き保存期間終了まで出力した書面による保存が可能となります(令和4年度税制改正)。
- *2024年1月1日以降に授受した請求書を保存要件に従って保存することができなかったことについて、相当の理由があると認められ、かつ、その請求書について電磁的記録のダウンロードの求め及び 当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式・明瞭な状態に限る)を提示または提出できる場合には、保存要件を不要として、電子データの保存が可能となります(令和5年度税制改正)。



| お問い合わせ | デモ依頼やお見積もりについては、お気軽にお問い合わせください

bill-one@sansan.com

© 0800-100-9933

https://bill-one.com

Sansan 株式会社 [本社] 〒150-6228 東京都渋谷区桜丘町1-1 渋谷サクラステージ28F

- ※ 本資料は2023年7月に作成、2023年10月に改訂されました。掲載されている内容は作成時点での情報です。
- ※ 本資料の記事・写真等の無断転載、複写、複製を禁じます。